

契 約 書
重要事項説明書
(訪問介護及び総合事業)

利用者： _____ 様

合同会社南樽サービス
事業者： ケアオフィスDAN

様(以下、「利用者様」といいます) と、(同) 南樽サービス ケアオフィス DAN (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次の通りに契約致します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者様は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護・支援の認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者様から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問介護計画)

事業者は、利用者様の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画書」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画書」の内容を利用者様及び、その家族に説明します。

第4条 (訪問介護の内容)

1. 利用者様が提供を受ける訪問介護の内容は、訪問介護計画書に基づき、事業者が訪問内容を提示し、その訪問内容について、利用者様及び、その家族に説明します。
2. 事業者は、訪問介護員を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って定めた内容の訪問介護支援を提供します。
3. 第2項の訪問介護員は、介護福祉士または初任者研修課程修了・実務者研課程修了した者です。
4. 訪問介護計画が利用者様との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者様の了承を得て新たな介護計画内容を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は訪問介護の実施ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入し、サービスの終了時に利用者様の確認捺印を受け、控えとして複写物の交付を致します。
2. 事業者は、サービス実施記録簿を作成する事とし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項のサービス実施記録簿を閲覧できます。

第6条 (料金)

1. 利用者様は、サービスの対価として【10ページ】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月の合計金額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者様へお渡しします。
3. 利用者様は、当月料金の合計額を翌月27日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者様は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用は、お客様のご負担になります。

第7条 (サービスの中止、変更)

1. 利用者様は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前日午後5時までには通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、当該受ける予定であったサービス利用料の35%及び交通費をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。但し、ご契約者様の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者様の都合により、サービス利用の変更、追加の申し出に対しては訪問介護員の稼働状況により検討・協議致します。ご希望に添えない場合はご了承下さい。
4. コロナ等感染症等の蔓延による訪問介護員の不足・天災災害発生時・悪天候・交通状況悪化のためサービス利用日時の変更・中止を依頼する事があります。

第8条 (料金の変更)

1. 事業者は利用者様に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】または追記文を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者様が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条 (契約の終了)

1. 利用者様は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者様のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者様またはその家族が事業者や訪問介護員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者様が介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用中止日より、3ヶ月間連絡がなくサービス利用に至らなかった場合。
 - ③ 利用者様の要介護・支援認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合。
 - ④ 利用者様が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様、及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者様の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者様の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時、及び利用者様または利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口

TEL 0134-22-8500 担当者： 秦 理佳子

受付時間 8:00-17:00（月～土）

*担当者不在の場合は、他の職員が対応いたします。

○公共機関の苦情受付窓口

小樽市医療保険部介護保険課 TEL 0134-32-4111

北海道国民健康団体連合会 TEL 011-231-5161

第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者様および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

第18条（身体拘束の禁止）

事業者はサービスの提供にあたり、身体拘束などの利用者様の行動を制限する行為を行いません。ただし、事業者の生命及び身体を保護するためやむを得ない場合はこの限りではありませんが、その場合その日時、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、ご家族様に御説明し承諾を頂く事といたします。

第19条（人権擁護、虐待の防止）

事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- 二 利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その虐待防止のために必要な措置

事業者は生活支援サービス提供中に、従業員により虐待を受けたと思われる事態を発見した場合は速やかに市にこれを通報するものとする。

訪問介護重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

ケアオフィスDAN TEL: 0134-22-8500

重要事項説明者・サービス提供責任者 _____ / 管理責任者 斉藤 美香 _____

サービス担当責任者・直通電話番号 _____

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 ケアオフィスDANの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	合同会社南樽サービス ケアオフィスDAN (略称ケアオフィスDAN)
所在地	北海道小樽市入船4丁目17番12号 南樽デイサービス2F
介護保険指定番号	訪問介護 (北海道0172002974号)
サービスを提供する地域	小樽市

(2) 営業時間

月～金	午前8:00～午後5:00
-----	---------------

(3) 休日

土曜日、日曜、年末年始12/29～1/3 ※御相談下さい

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者	4名	名	4名
サービス従業者	介護福祉士 実務者、初任者研修修了者	名	名	名

- (5) 事業計画及び財務内容について
事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

- (1) 当事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用料金

- (1) 利用料
介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1～3割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。

※ 緊急時、体調不良等の事情により御家族様、ケアマネージャーの同意を得て、訪問介護員2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

- (2) 交通費
前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。
当社の乗降介助をご利用の際は規程の車両維持費などの経費を頂いております。
- (3) その他
- ① 通院・外出介助などで公共交通機関を利用した場合、訪問介護員の交通費は実費を請求いたします。
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
（お支払い方法は、現金集金、ゆうちょ銀行引き落とし、銀行振込の3通りの中から指定下さい。）
※ゆうちょ銀行引き落としの場合、手数料当事業所負担。

〔振込先〕

ゆうちょ銀行 店番 908 普通預金 6085520 (振込手数料 利用者様負担)

北海道信用金庫 入船支店 普通預金 4287170 (振込手数料 利用者様負担)

- ② サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

③ 訪問介護員の禁止事項

- ・訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
- 1) 医療行為
- 2) 利用者様又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- 3) 利用者様又は家族からの金銭・物品・飲食の授受。
- 4) 利用者様の同居家族に対するサービスの提供。
- 5) 利用者様の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除、庭掃除等）。
- 6) 利用者様の居室での飲酒・喫煙・飲食。

5 サービスご利用にあたって

(1) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。
- ③ 当事業所、当事業所職員に対して言葉や態度などにより不安感を煽ったり巧妙に支配しようとしたり、人格や尊厳を傷つけるなどの精神的暴力、また肉体的にダメージを与える行為が露見した場合。
- ④ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護・支援の認定区分が、非該当と認定された場合。
 - ・ 利用者様が亡くなられた場合
- ⑤ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当事業所や当事業所の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(2) 事故発生時の対応

利用者様に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	不可	但し、訪問介護員による背信行為がある場合は可
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

8 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 利用者様に対するサービスの提供により、緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご利用者様に対して損害を賠償します。
但し、利用者様に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、賠償額を減額することができます。
- (4) 事業所に連絡するとともに、利用者様の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (5) 急を要する場合は、事業者の判断により緊急車両を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (6) 必要に応じて市町村へ連絡する。

9 キャンセル料について

- (1) 利用者様の都合により、サービス実施日の前日午後5時まで連絡なく、サービスが中止となった場合、該当するサービス利用料金の35%、及び交通費実費分をキャンセル料として請求させていただきます。但し体調不良などの正当な事由がある場合はこの限りではありません。

10 【 サービス利用料金及び区分表 】

介護予防訪問サービスについて、料金は次のとおりです。

報酬区分	サービスの頻度	利用対象者	介護報酬（1割負担）※
介護予防訪問介護費（Ⅰ）	週1回程度	要支援1・要支援2	1,176円
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	週2回程度	要支援1・要支援2	2,349円
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	週2回を超える場合	要支援2	3,727円

※上記料金は2割3割負担の方は、それぞれの算定となります。

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者様の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者様の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問計画を作成し、サービス提供を行う事となります。

※ 月ごとの定額制となっている為、月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算を行いません。

- ・月途中で要支援度が変更になった場合
- ・月途中で要介護から要支援に変更になった場合
- ・月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- ・同一市町村内事業所を変更した場合

※ 介護予防訪問介護費（Ⅲ）は、要支援2の利用者が週3回程度サービスを利用した場合に算定されます。

11 訪問介護サービスの利用料
全利用料金は介護報酬改定に準じて

身体介護中心のサービス

サービスに要する時間		利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
身体1	20分以上30分未満	2440円	244円	488円	732円
身体2	30分以上1時間未満	3870円	387円	774円	1161円
身体3	1時間以上1時間30分未満	5670円	567円	1134円	1701円
身体4	1時間30分以上2時間未満	6490円	649円	1298円	1947円
身体5	2時間以上2時間30分以上	7310円	731円	1462円	2193円
身体6	2時間30分以上3時間未満	8130円	813円	1626円	2439円

生活援助中心のサービス

サービスに要する時間		利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
生活援助2	20分以上45分未満	1790円	179円	358円	537円
生活援助3	45分以上	2200円	220円	440円	660円

身体介護に引き続き生活援助を行うサービス

サービスに要する時間		利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
身体1生活1	20分以上45分未満	3090円	309円	618円	927円
身体1生活2	45分以上70分未満	3740円	374円	748円	1122円
身体1生活3	70分以上	4390円	439円	878円	1317円
身体2生活1	20分以上45分未満	4520円	452円	904円	1356円
身体2生活2	45分以上70分未満	5170円	517円	1034円	1551円
身体2生活3	70分以上	5820円	582円	1164円	1746円

通院等乗降介助

サービスに要する頻度	利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
片道	970円	97円	194円	291円
車両維持費(自己負担)	片道 250円	5kmごと100円加算		

上記以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に加算されます

早朝 午前6:00～午前8:00まで25%加算

夜間 午後18:00～午後22:00まで25%加算

深夜 午後22:00～早朝6:00まで当事業所では未対応

【その他の加算】要支援、要介護の区分なし

加算の種類		
初回加算	200円	初回利用時月のみ1回
緊急時加算	100円	※
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位合計数×22.4%	毎月算定

※利用者様の要請とケアマネージャーが認めた居宅介護計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合。

区分	単位	週回数	月回数	合計単位数
通院乗降介助	単位	週/回	月/回	単位
	単位	週/回	月/回	単位
	単位	週/回	月/回	単位
	単位	週/回	月/回	単位
通院乗降・車両維持費			月合計単位数	単位
片道 5km未満	250円		介護職員等処遇改善加算	円
5km移乗10km未満	350円		車両維持費	円
10km以上	450円		月額合計料金	円
※以降1km増すごとに50円追加				
※通院終了後乗降にて薬局に寄る場合別途50円請求いたします。				

買物代行及びお薬受け代行支援の請求交通費について

利用者様ご自宅より店舗まで

往復 3km以内 150円

6km以内 200円

10km以内 300円

この範囲内にある店舗への車両移動での複数箇所での買物代行は一箇所につき50円追加

但し、支援提供時間内可能店舗・薬局に限ります。

※店舗直行での買物代行・お薬受け代行の場合においても往復交通費を請求させていただきます。

会社の概要

社名 合同会社 南樽サービス
社員数 名
設立 令和元年8月2日
所在地 北海道小樽市入船4丁目17番12号
代表者 代表社員 齊藤 美香
事業内容 地域密着型通所介護／訪問介護事業／通院介護事業

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係 _____

署名代行事由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【事業者】

北海道小樽市入船4丁目17番12号

合同会社 南樽サービス

代表社員 齊藤 美香

【事業所】

北海道小樽市入船4丁目17番12号

合同会社 南樽サービス ケアオフィスDAN

管理者 齊藤 美香 (指定番号 0172002974)